

特許係争の実務

大野総合法律事務所

弁護士・ニューヨーク州弁護士・弁理士 大野 聖二

第10講 サポート要件

第1 はじめに

特許法36条6項1号の規定している「特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること」という要件がサポート要件である。

サポート要件は、条文上は昭和62年改正法以降現在の形で存在してきているが、特許庁の審査においては、従来、クレームと詳細な説明の形式的な対応関係をチェックするだけの役割にしか過ぎなかった。

しかし、平成6年改正特許法により、特許請求の範囲の記載の自由度が格段に高まり、機能的クレーム、パラメータクレームという表現形式を有する出願が急増したため、平成15年に審査基準を改訂し、形式的な対応関係だけではなく、クレームと発明の詳細な説明の実質的な対応関係まで踏み込んで審査することとした¹。

第2 パラメータ特許事件大知財高裁大合議判決

本件は、知的財産高等裁判所が審決等の取消訴訟に関して最初になした大合議判決であり、いわゆるパラメータ特許に関してサポート要件の充足性の判断基準を示したものである。

本件原告は、「偏光フィルムの製造法」と題する発明につき特許出願をし、特許庁は、特許すべき旨の査定をしたが、その後、特許異議の申立てがなされ、平成6年改正前特許法36条4項及び36条5項1号違反を理由として本件特許を取り消すとの決定が下された。これに対して、原告が決定の取消しを求めたのが本件事案である。

本件発明は、ポリビニルアルコール系フィルムを素材として、耐久性、偏光性、安定性に優れた偏光フィルムを製造する方法に関するものであり、素材となるポリビニルアルコール系フィルムを熱水中での完溶温度（X）と平衡膨潤度（Y）との関係が下2式で示されるパラメータの範囲内であることを特徴とするものである。

$$Y > -0.0667X + 6.73 \cdots (I)$$

$$X \geq 65 \cdots (II)$$

1 特許庁審査基準第Ⅱ部第2章第2節2.2.1。